

小笠原村津波避難計画

平成 2 8 年 5 月

小笠原村

目 次

I	計画の基本的考え方	1
I - 1	計画の目的	1
I - 2	計画の位置づけ	1
I - 3	計画の継続的な検討	2
II	計画内容	3
II - 1	用語の定義	3
II - 2	避難対象地域	3
II - 3	津波避難(場)所の設定等	8
II - 4	津波災害対応に関する村職員の配備体勢	17
II - 5	津波に関する情報の収集・伝達	18
II - 6	津波に関する避難指示等の発令基準	24
II - 7	津波避難誘導	25
II - 8	津波避難誘導等に従事する者の避難対策	25
II - 9	津波防災教育と啓発	26
II - 1 0	津波避難訓練	28
II - 1 1	要配慮者・避難行動要支援者の避難対策	29
II - 1 2	観光客等の避難対策	33
II - 1 3	港湾管理者等の避難対策	34
II - 1 4	事業所に対する避難対策	34
II - 1 5	学校等における避難対策	35
参考	津波からの避難行動について【住民向け啓発資料】	36
1.	日頃から取組むこと	37
2.	何をすべきか	39
3.	津波・防災の知識	42
4.	日頃からの災害の備え	43

I 計画の基本的な考え方

I-1 計画の目的

平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波災害を教訓に、今後の津波に対する避難行動については、以下のような基本的考え方が示された。

- ・津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な行動が基本となること。
- ・強い揺れや弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが重要であること。また、その際には、時間的な余裕がある限り、出来るだけ高く安全な場所を目指すという姿勢が重要であること。

出典：津波避難対策検討ワーキンググループ報告(内閣府：平成24年7月)

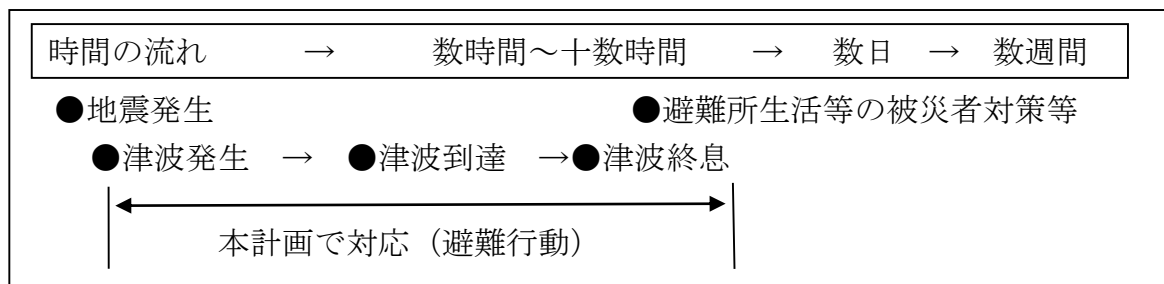
津波から生命を守るには、津波から逃げることを最も重要になることを念頭に、本計画においては、想定した津波に対し人的被害を可能な限り軽減し、村民や国内外から来訪する観光客等の迅速かつ確実な津波避難を実現するため、村の基本的な行動要領を定めることを目的とする。

I-2 計画の位置づけ

本計画は、父島及び母島を対象とし、村民が円滑な津波避難を行うための行動要領を定めており、地域防災計画に記載された津波避難対策をより具体的かつ実行可能なものとするため、避難の対象地域、安全な避難場所及び避難経路等の確保、避難指示等の発令や伝達等を定め、住民、事業所等にその周知を図るものである。

また、住民等が策定する地域ごとの津波避難計画や事業者などが策定する施設ごとの津波避難計画等の基本と位置付けられるものである。

なお、本計画は地震による津波の発生から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間(地震発生から津波注意報・警報の解除までの期間)を適用範囲とする。



I－3 計画の継続的な検討

津波避難計画は、定期的かつ継続的に検討・見直しを行い、以下のような場合においては、これを修正し、津波避難計画の確立に万全を期す。

- 津波浸水想定区域が見直された場合
- 気象庁からの津波に関する情報の変更があった場合
- 国・都における計画に変更があった場合
- 村が定める地域防災計画を修正するなど、整合が必要となった場合
- 地域ごとの避難計画や事業者等が作成する施設ごとの避難計画との整合性が必要な場合
- 津波避難訓練で課題が明らかになった場合
- 津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて見直しが必要と考えられる場合
- 津波災害に対する新たな知見が得られた場合
- その他、村長が見直す必要があると認める場合

Ⅱ 計画内容

Ⅱ－１ 用語の定義

用語の定義は、下表に示すものとする。

用語の定義

用 語	定 義
1 津波浸水想定区域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲とする。
2 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき村が設定する地域とする。
3 津波避難(場)所	津波の危機から避難するために、避難対象地域の外へ設定する施設(場所)とする。
4 避難目標地点	避難者が避難対象地域の外へ避難する際の目標とする地点であり、避難可能範囲を設定する際の起点となる地点を指す。避難目標地点到達後も、その先にある津波避難(場)所を目指して避難行動を継続する必要がある。
5 避難経路	津波災害時に避難先まで、短時間で到達できる道路網を避難経路とする。
6 津波に関する情報	大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報の総称とする。

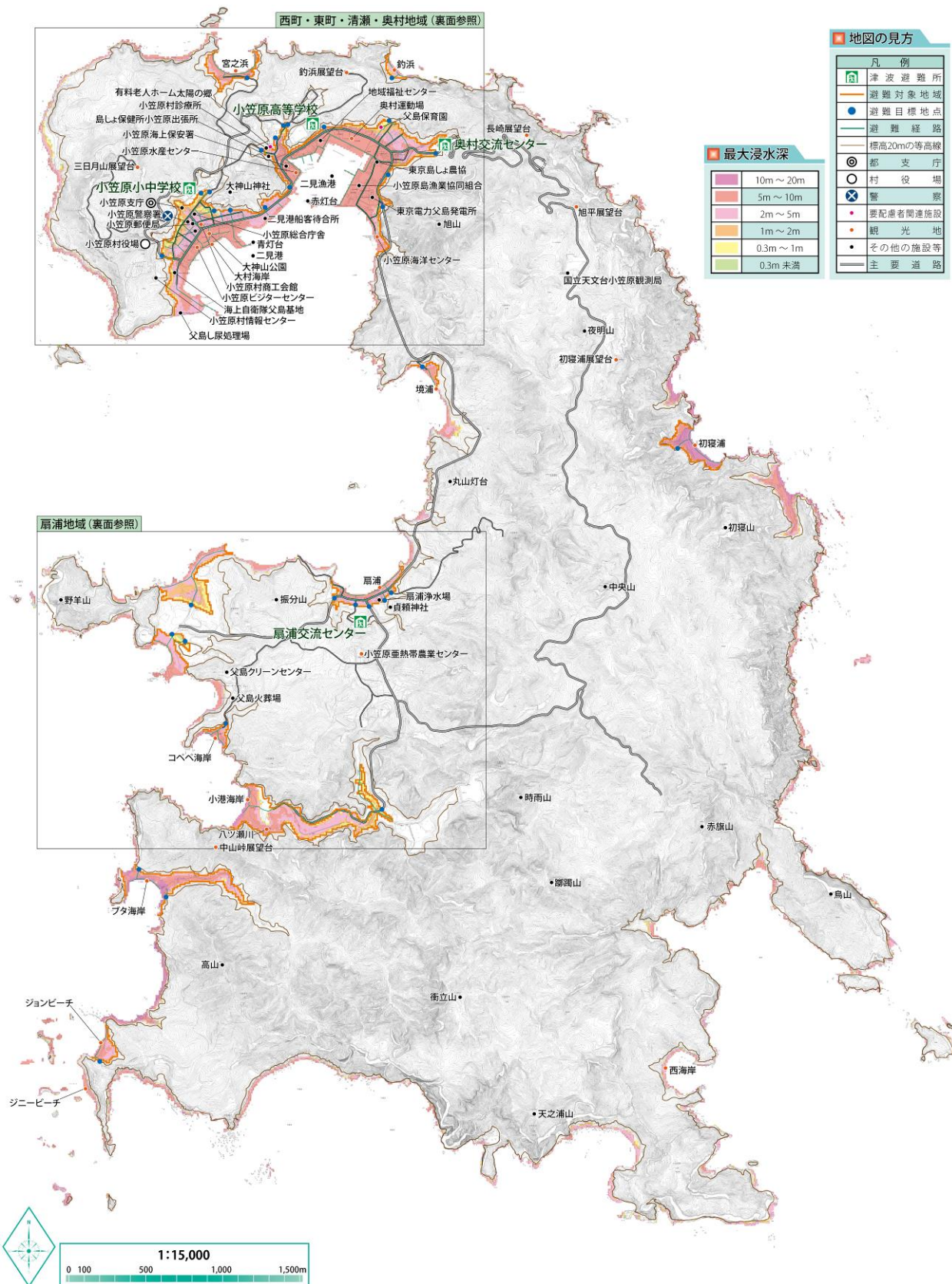
Ⅱ－２ 避難対象地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲をいう。

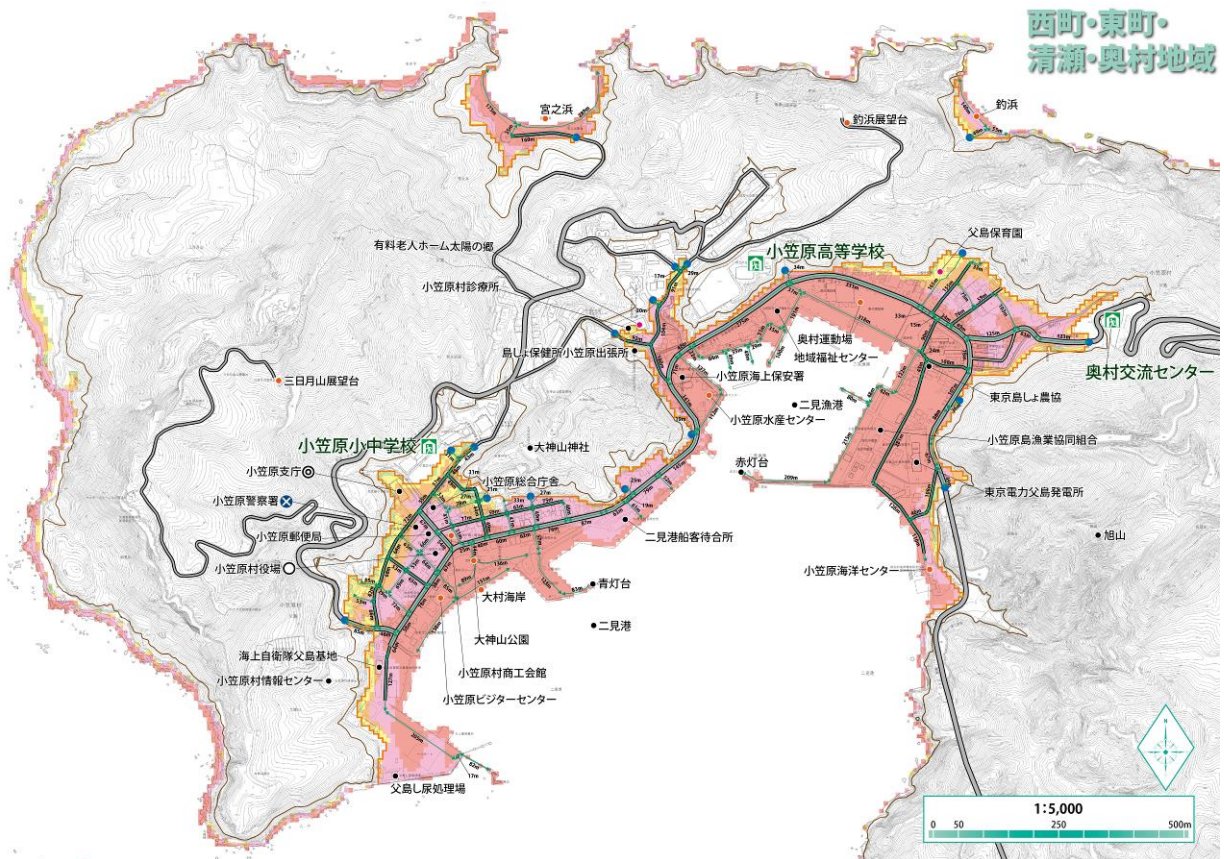
本計画においては、平成25年5月に東京都が公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」による津波浸水調査(想定地震：南海トラフ巨大地震)の津波浸水シミュレーションに基づき、津波浸水想定区域として整理し、避難対象地域とする。

次ページに、父島・母島の津波浸水想定区域を示した。

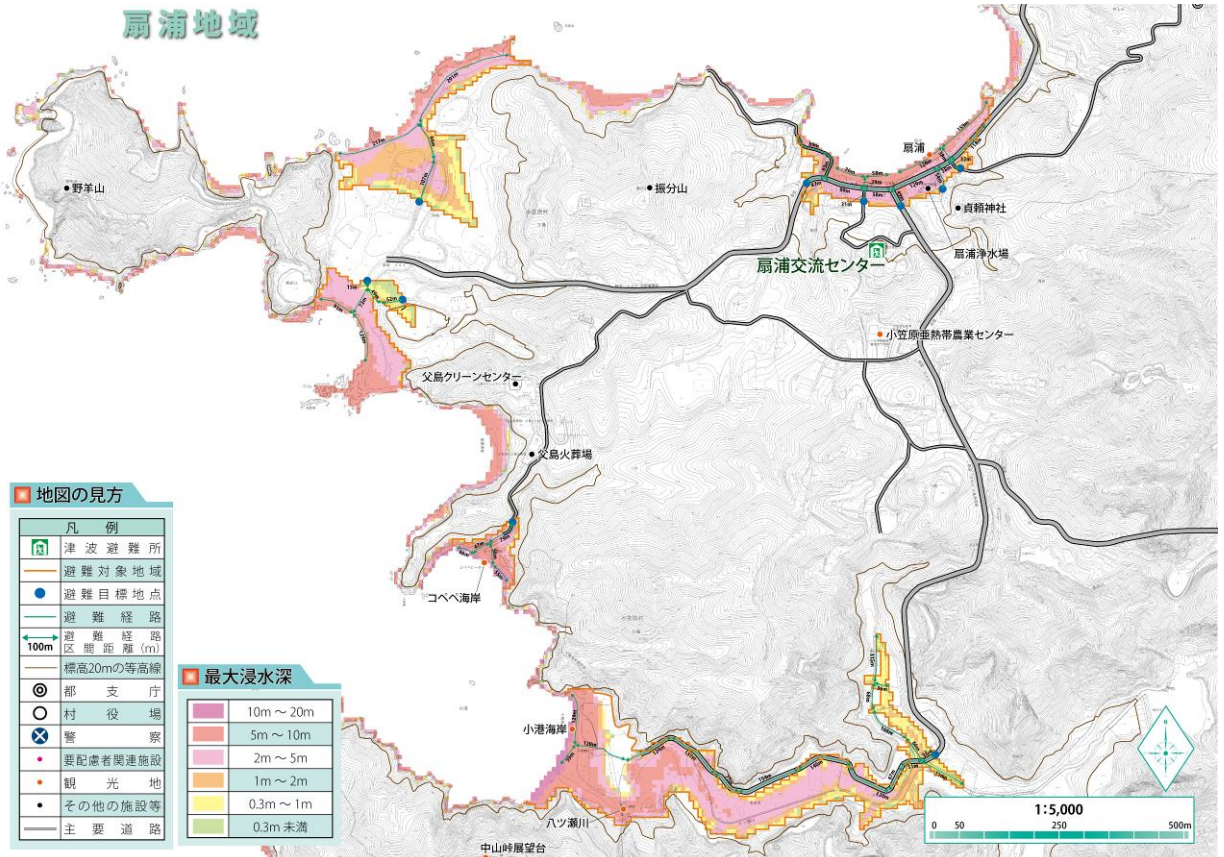
【父島全体図】



【父島西町・東町・清瀬・奥村地域】



【父島扇浦地域】



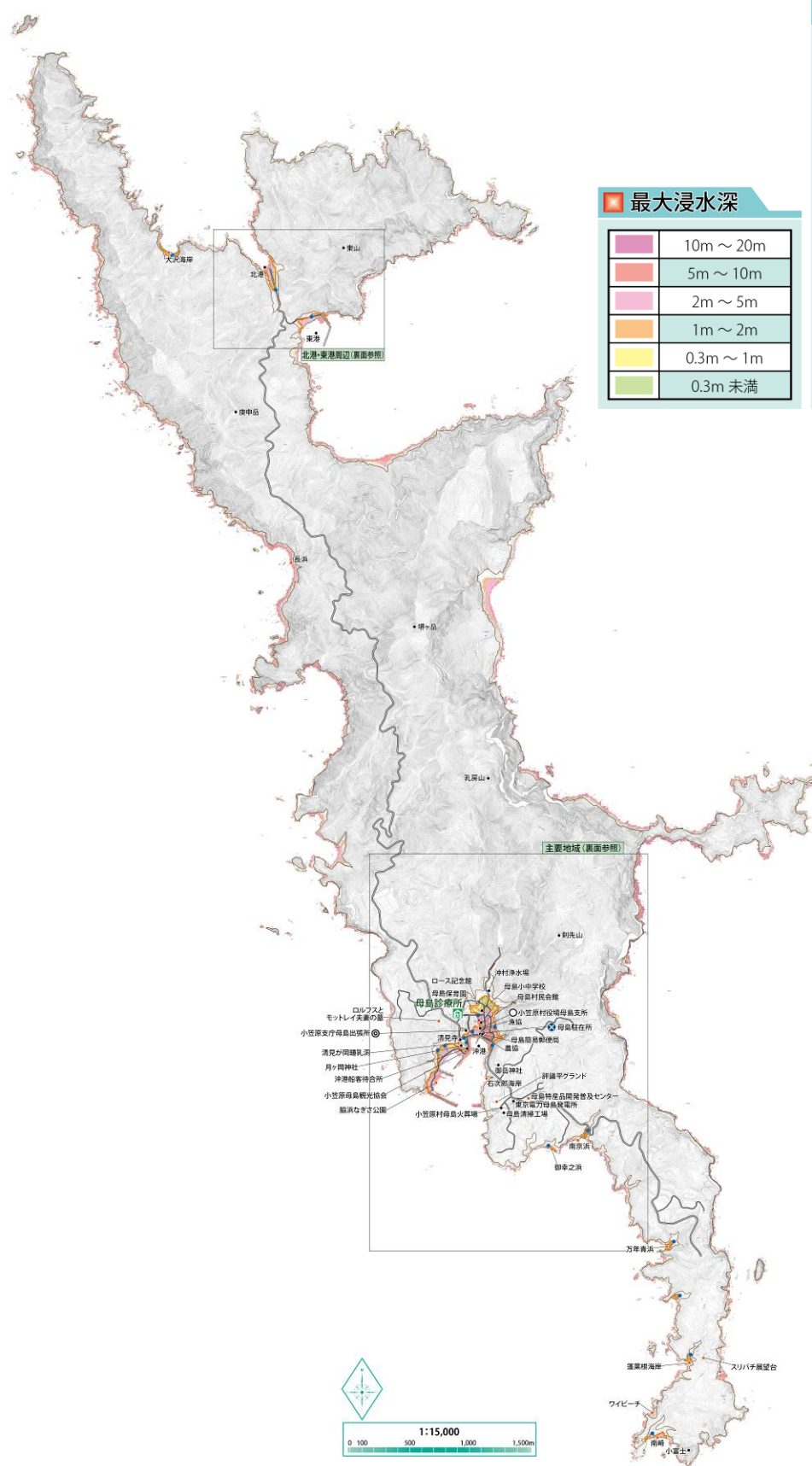
地図の見方

凡 例	
	津波避難所
	避難対象地域
	避難目標地点
	避難経路
	避難経路区間距離(m)
	標高20mの等高線
	都 支 庁
	村 役 場
	警 察
	要配慮者関連施設
	観 光 地
	その他の施設等
	主 要 道 路

最大浸水深

	10m ~ 20m
	5m ~ 10m
	2m ~ 5m
	1m ~ 2m
	0.3m ~ 1m
	0.3m 未満

【母島全体図】



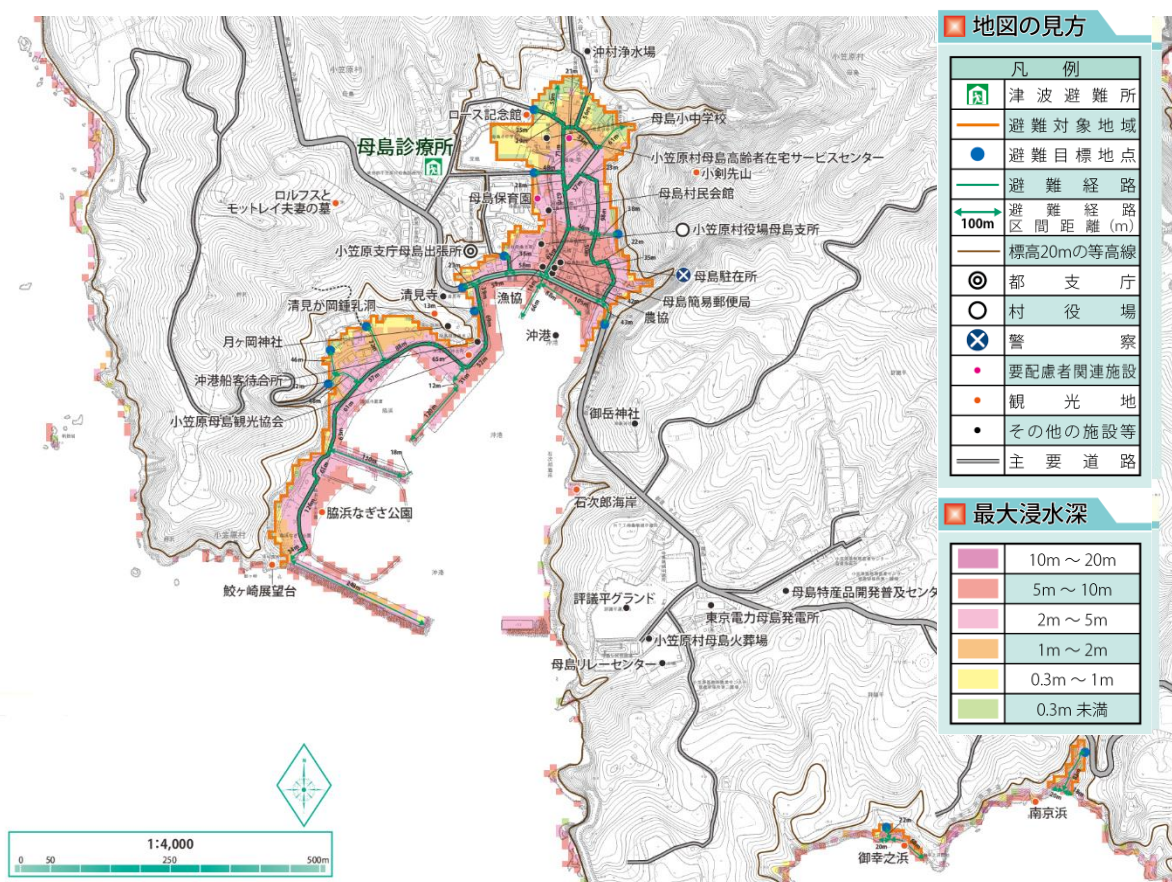
■ 地図の見方

凡 例	
	津波避難所
	避難対象地域
	避難目標地点
	避難経路
	標高20mの等高線
	都 支 庁
	村 役 場
	警 察
	要配慮者関連施設
	観 光 地
	その他の施設等
	主 要 道 路

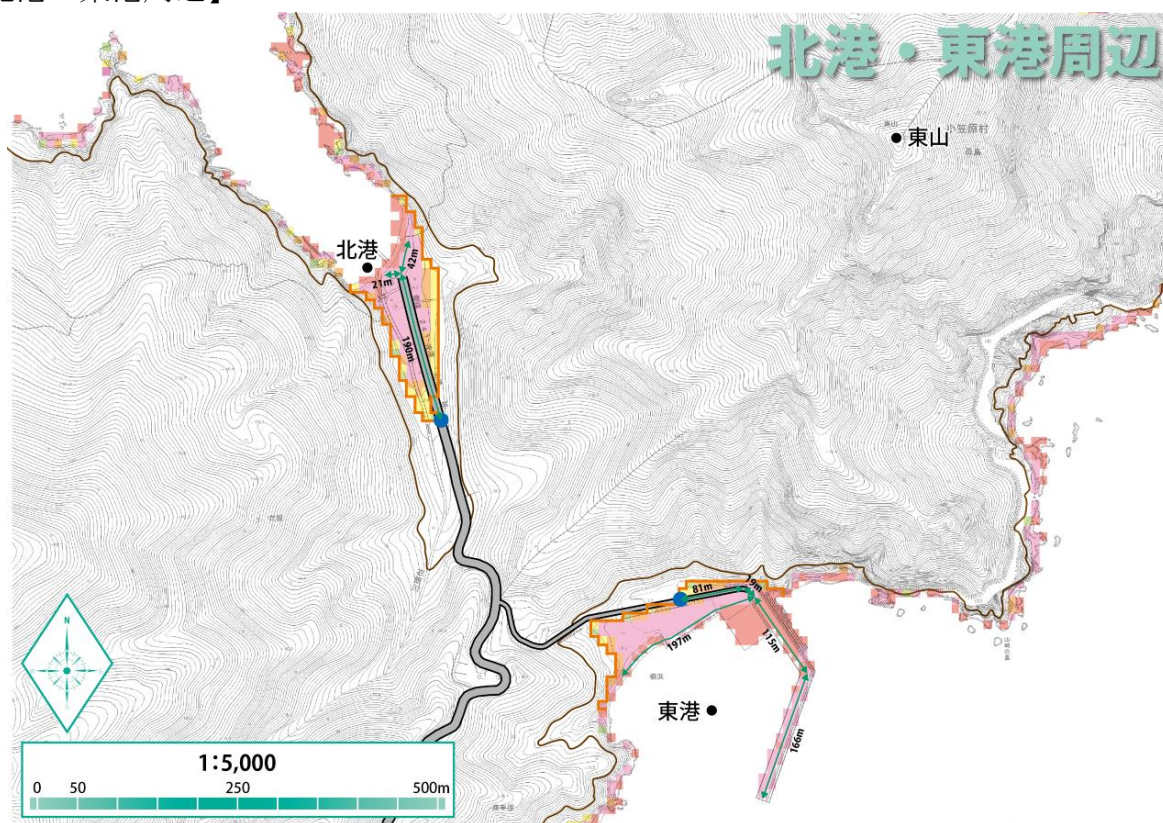
■ 最大浸水深

	10m ~ 20m
	5m ~ 10m
	2m ~ 5m
	1m ~ 2m
	0.3m ~ 1m
	0.3m 未満

【沖港周辺】



【北港・東港周辺】



Ⅱ－３ 津波避難(場)所の設定等

(１) 津波避難(場)所

避難場所は、村が指定する津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などであり、避難対象地域の外に選定している。避難所は、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間に比較的長期にわたって避難する施設であり、村が避難対象地域の外に設置する。

津波避難(場)所一覧

地区	名称	所在地	標高	種別
父島	小笠原小中学校	宮之浜道	13m	避難所/避難場所
	小笠原高等学校	清瀬	30m	避難所/避難場所
	奥村交流センター	奥村	28m	避難所/避難場所
	扇浦交流センター	扇浦	20m	避難所/避難場所
母島	母島診療所	元地	25m	避難所/避難場所
	評議平運動場	評議平	33m	避難場所

(２) 避難目標地点

「避難目標地点」は、避難者が避難対象地域の外へ避難する際の目標とする地点であり、避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定している。

避難時には、避難目標地点到達後も、その先にある津波避難(場)所を目指して、避難行動を継続する。

(３) 避難経路

「避難経路」は、津波災害時に避難先まで、短時間で到達できる道路網である。

なお、避難の方法については、原則として徒歩とし、自動車による避難は、次の理由により避けることが望ましい。

- ・倒壊物・落下物等による閉塞、揺れ・液状化による路面と橋梁の被害による通行不能
- ・渋滞の発生による逃げ遅れ
- ・徒歩による避難者を妨げ、交通事故の危険が高いこと

ただし、避難行動要支援者等の徒歩による避難が困難な場合や、避難目標地点まで相当な距離があり、かつ、集落の人口が少なく自動車による混乱が発生しない場合等は、実情にあった方法を選択する。

【津波緊急避難路の整備・指定】

村では、緊急避難路を整備又は指定しており、一時の猶予もない場合に使用することを周知している。

津波緊急避難路一覧

地区	津波緊急避難路	避難対象地域
父島	大神山神社付近（4箇所）	東町
	高校下	奥村
	父島保育園上（電信山遊歩道）	奥村
	奥村配水池	奥村
	貞頼神社	扇浦
	ホテルホライズン上（村道）	扇浦
	小港海岸～コペペ海岸遊歩道	北袋沢
	小港海岸～中山峠遊歩道	北袋沢
母島	ペンションりゅう上 村道静沢線	静沢
	月ヶ岡神社	静沢・元地
	鮫ヶ崎展望台	静沢
	小剣先山方面	元地
	乳房山遊歩道（2箇所）	元地
	大沢海岸遊歩道	北港

留意点：緊急避難路は、一時の猶予もない場合に緊急的に高台へ避難するには有効であるが、場所によっては高台から先の避難所までの避難ルートが無く、孤立する可能性がある。

西町・東町・清瀬周辺の避難ルートモデル

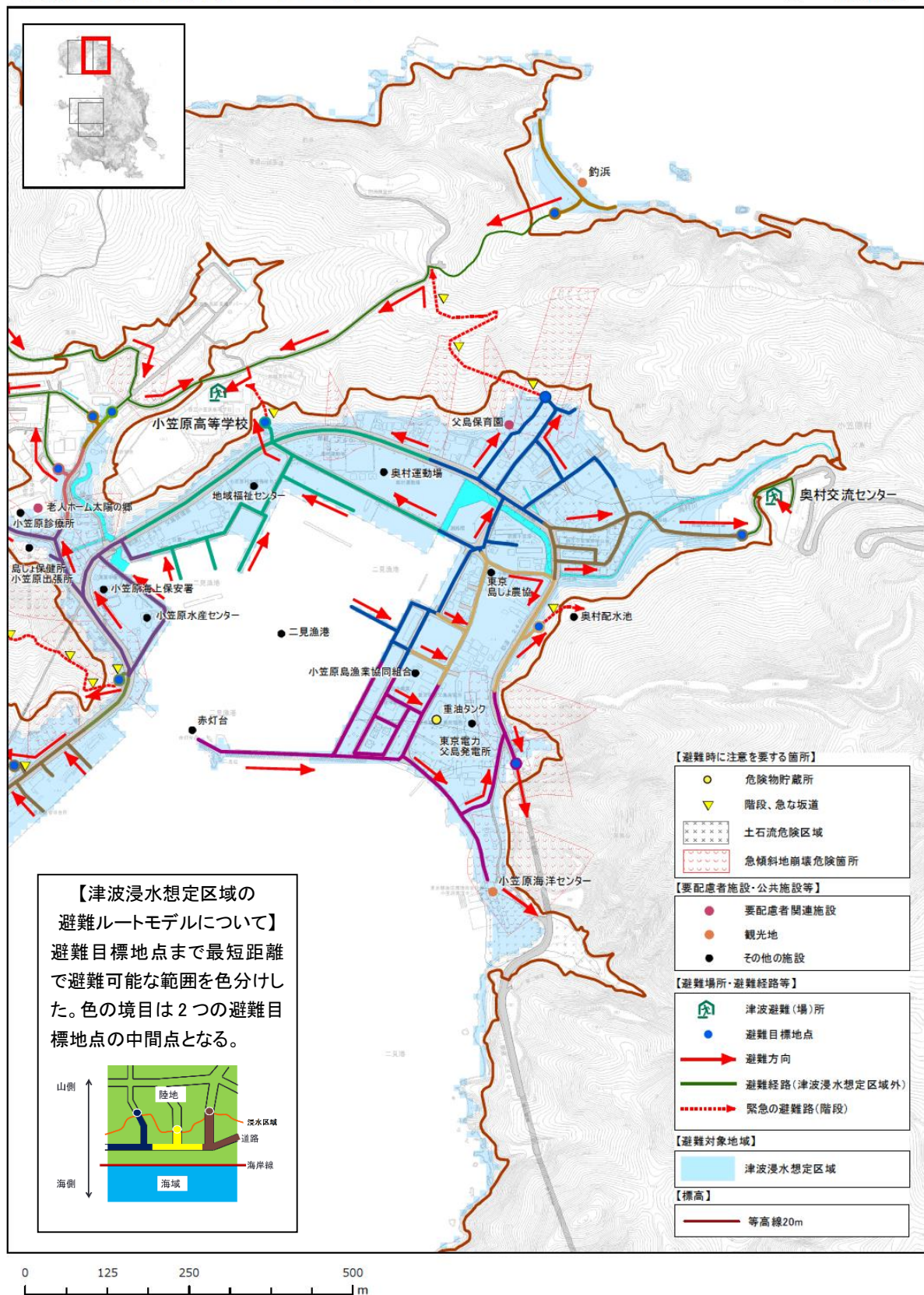
N 1:5,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「小笠原小中学校」または「小笠原高等学校」までの避難ルートを例示している。また、一時的猶予もない場合に高台へ避難できる緊急避難路を表記している。

奥村地域の避難ルートモデル

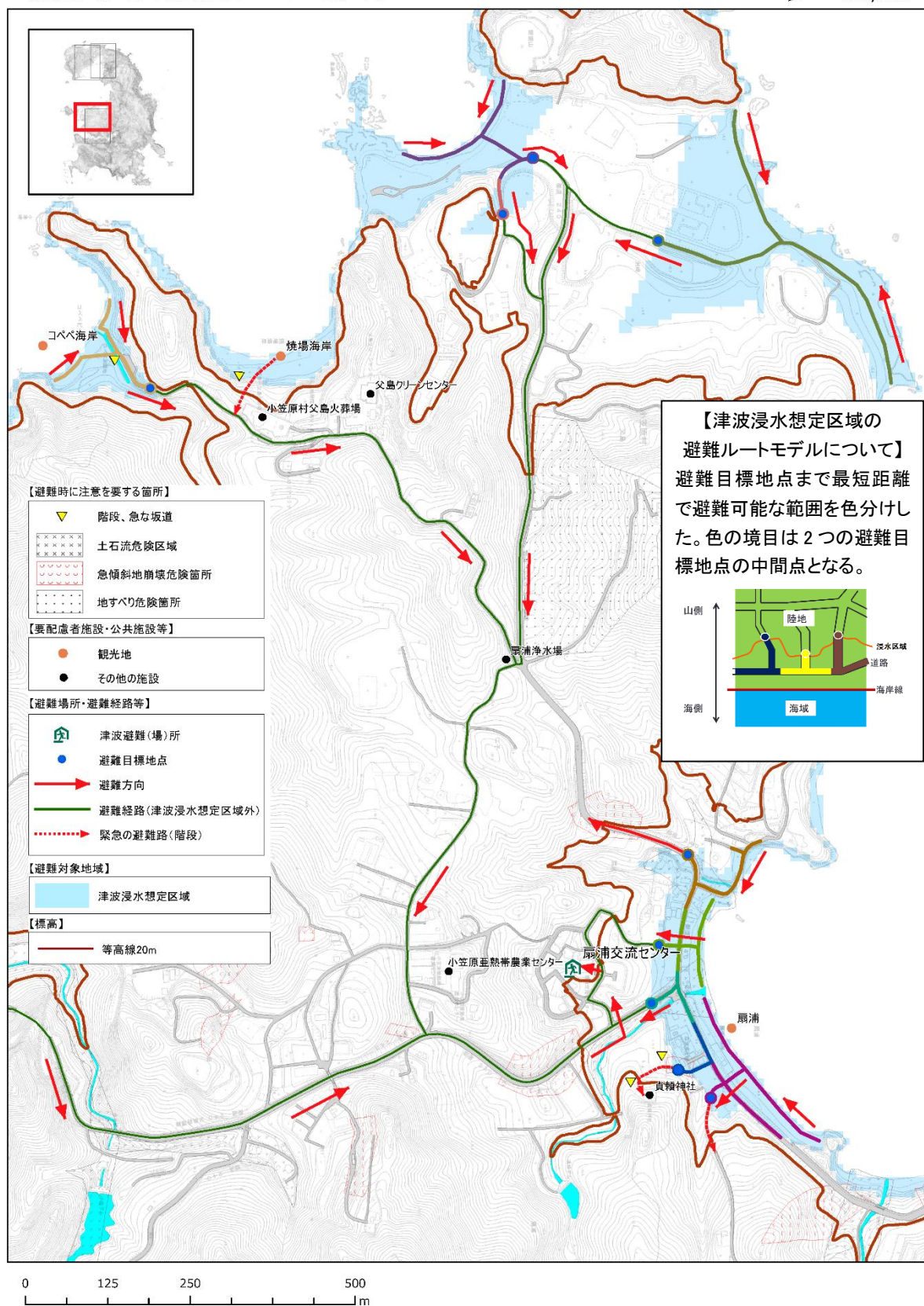
N
1:5,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「小笠原高等学校」または「奥村交流センター」までの避難ルートを例示している。また、一時的猶予もない場合に高台へ避難できる緊急避難路を表記している。

扇浦地域の避難ルートモデル

➤ 1:5,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「扇浦交流センター」までの避難ルートを例示している。また、一時的猶予もない場合に高台へ避難できる緊急避難路を表記している。

小港海岸周辺の避難ルートモデル

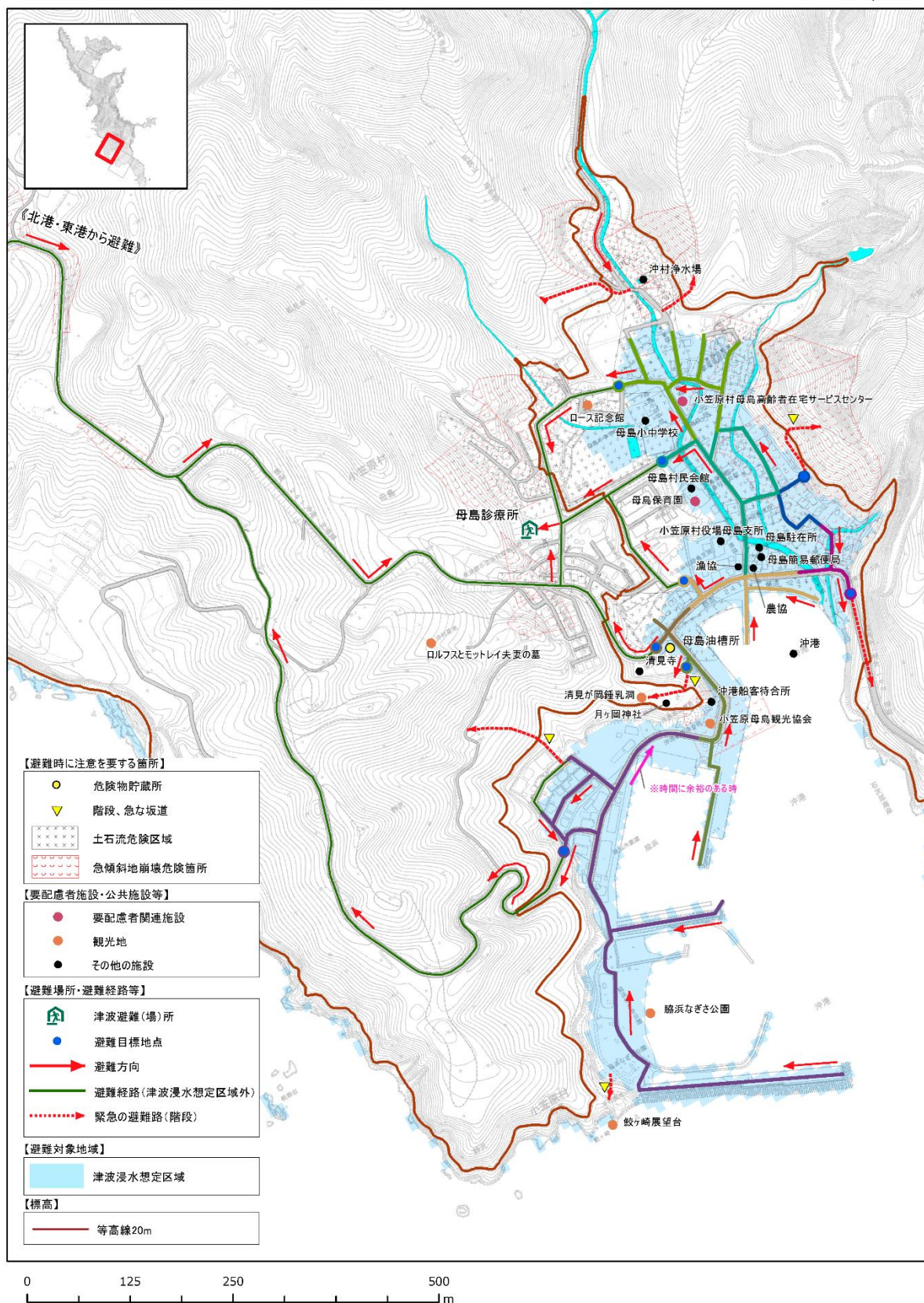
N 1:5,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「扇浦交流センター」までの避難ルートを例示している。また、一時の猶予もない場合に高台へ避難できる緊急避難路を表記している。

沖港周辺の避難ルートモデル

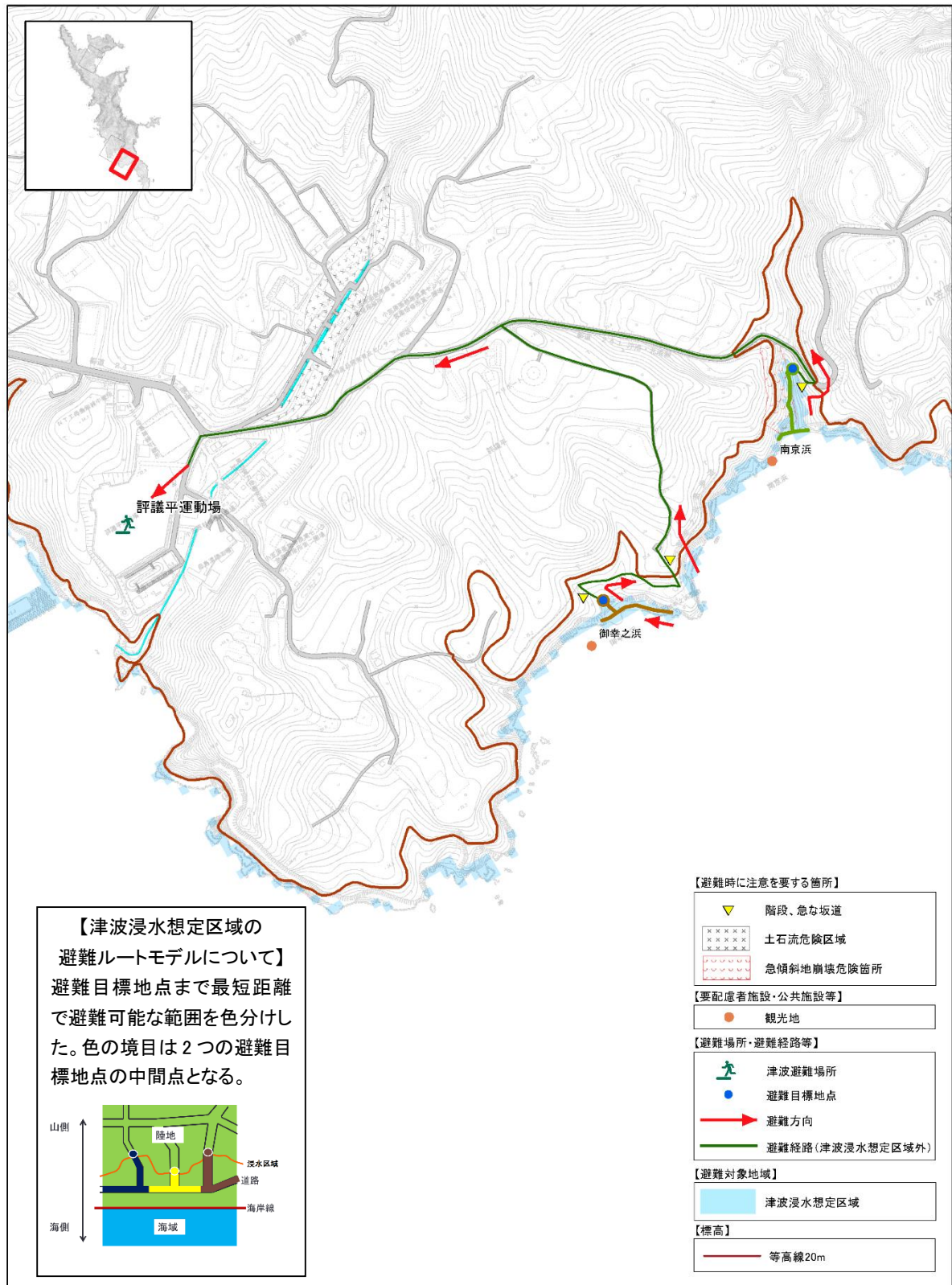
1:4,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「母島診療所」までの避難ルートを例示している。また、一時の猶予もない場合に高台へ避難できる緊急避難路を表記している。

南京浜周辺の避難ルートモデル

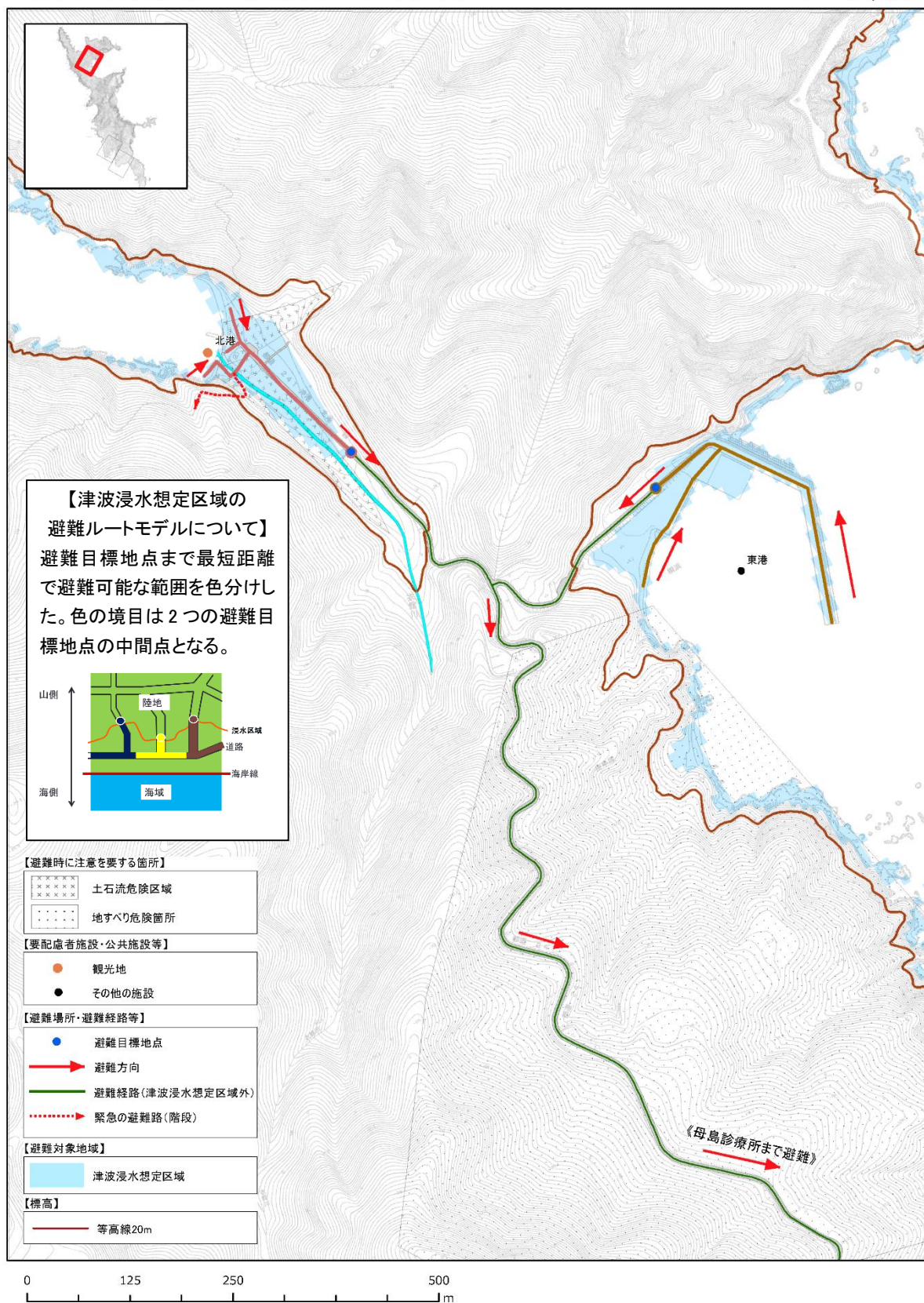
1:4,000



上記は、津波浸水想定区域から避難場所である「評議平運動場」までの避難ルートを例示している。

北港・東港周辺の避難ルートモデル

1:4,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「母島診療所」方面までの避難ルートを例示している。また、一時的猶予もない場合に高台へ避難できる緊急避難路を表記している。

(4) 避難誘導看板等の設置

避難経路を明確にするために、避難誘導看板等を計画的に表示、設置し迅速な避難行動ができるようにする。(警告・学習標識、避難喚起標識、誘導標識、避難場所表示看板等)

Ⅱ－４ 津波災害対応に関する村職員の配備態勢

(1) 災害時の初動体制

村は、津波注意報や大津波警報・津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報収集・伝達体制等について定める。

夜間及び休日に津波警報等の発令があった場合には、村職員は、配備態勢の基準に従い、予め指定された場所に自主参集する。

【配備態勢の基準・動員】

○配備態勢

種類	態勢内容	本部の設置	職員の動員
【D】 第一次 非常配備態勢	各種災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	－	本部長室及び本部長室の庶務を担当する職員
【C】 第二次 非常配備態勢	第一次非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢	災害対策本部	各部署で予め指定した職員
【B】 第三次 非常配備態勢	数地域についての災害に直ちに対処できる態勢		女子職員を除く全職員
【A】 第四次 非常配備態勢	本部の全力をもって対処する態勢		全職員

○地震と津波における配備態勢

津波 地震	津波注意報	津波警報	大津波警報	津波襲来
震度 4	情報収集 態勢	【B】 第三次非常配備態勢		
震度 5 弱				
震度 5 強				
震度 6 以上				

(2) 勤務時間内における災害対応

- ①職員は、勤務時間内に津波注意報や津波警報の発表、又は震度 4 以上の地震が観測された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとする。
- ②各部長は、直ちに所属職員に対して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他各所掌の業務分担表に基づき応急措置を実施する態勢を確立する。
- ③職員は、津波警報・大津波警報が発表された場合は、避難路や避難時間等を確認した上で災害対策業務にあたり、津波到達予測時刻 15 分前を目安に自身の安全を確保するため避難するものとする。

(3) 勤務時間外における参集

- ①職員は、勤務時間外に津波注意報、又は震度 4 以上の地震が観測された場合は、その情報を確認後、災害対応業務に従事するものとする。
- ②職員は、津波警報・大津波警報の発表、又は震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、配置基準に基づき所定の場所に参加し、災害対応業務に従事するものとする。
- ③職員は、目視でわかる範囲で、参集途上における被災状況等を把握し、部長等に報告するものとする。

(4) 災害対策本部の設置

小笠原村は、津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、第一次の防災関係機関として、法令、東京都地域防災計画及び小笠原村地域防災計画の定めるところにより、東京都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに村内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

小笠原村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

Ⅱ－5 津波に関する情報の収集・伝達

村は、津波が予想される地震等が発生した場合に、津波に関する情報を収集し、迅速

に村民等に伝達する。

(1) 津波情報の収集

(ア) 気象庁発表の津波情報

村は、気象庁から発表された大津波警報・津波警報等、津波情報について、FAX等により確認する。FAX等の受信に気づかないことが無いよう、防災担当者から村長への報告が速やかに行えるような受信手段、受信経路等を定める。なお、大津波警報・津波警報が発表された場合、迅速に避難指示の発令を行う。以下に気象庁が発表する津波情報を示す。

①大津波警報・津波警報・注意報

大津波警報等の発表基準と津波高の予想区分

分類	発表基準 (H：予想高)	発表する津波の高さ		解説文
		数値的表現	定性的表現	
大津波警報	$10\text{m} < H$ $5\text{m} < H \leq 10\text{m}$ $3\text{m} < H \leq 5\text{m}$	10m超 10m 5m	巨大	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台の安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
津波警報	$1\text{m} < H \leq 3\text{m}$	3m	高い	①津波による被害が発生します。 (以下、大津波警報の②・③と同様)
津波注意報	$0.2\text{m} \leq H \leq 1\text{m}$	1m	(なし)	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

②津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、又は津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報として発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

③津波予報

気象庁は、津波による災害が起こる恐れのない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されるとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨発表。

(1) 津波の実況等の情報収集

村は、大津波警報・津波警報等が発表された場合や、強い地震の揺れを感じた場合等には、高台等の安全な場所から目視での海面監視を行い、迅速に津波の状況や被害の様相を把握する。

(2) 村民等への津波に関する情報の伝達

村が気象庁等より津波警報等の情報を収集した場合、及び気象庁等からの情報内容を鑑みて避難指示等を発令する場合には、小笠原村防災行政無線により、以下のとおり村民等へ速やかに津波に関する情報を伝達する。

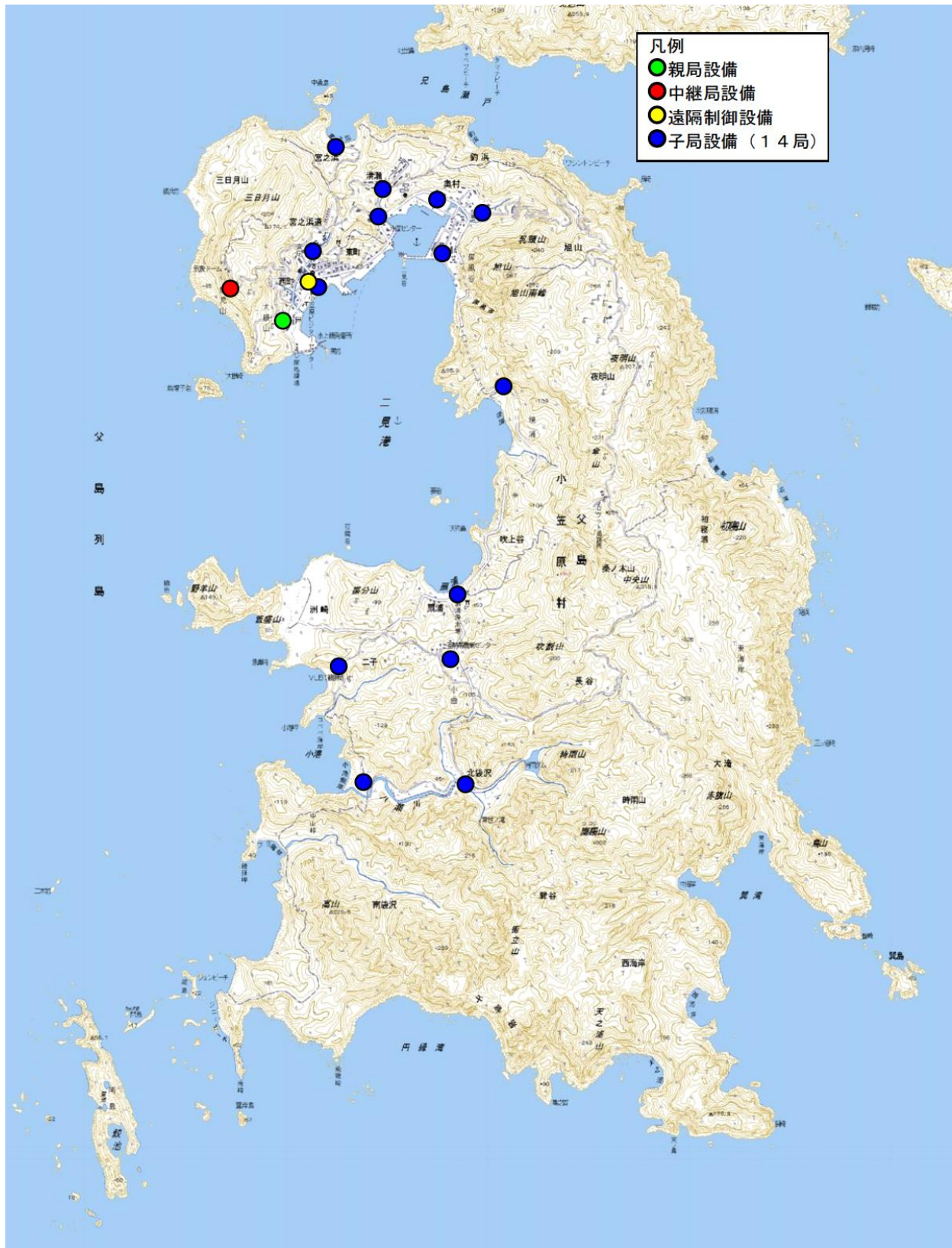
防災行政無線による津波に関する情報の伝達内容

	注警報名	自動通報の有無	メッセージ
津波に関する情報	大津波警報	有	(サイレン)「大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。」×3回(下り4音チャイム)
	津波警報	有	(サイレン)「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」×3回(下り4音チャイム)
	津波注意報	無	「津波注意報についてお知らせします。ただ今、津波注意報が発表されました。」

【防災行政無線等の整備状況】

村では、情報伝達手段として主要なエリア・海岸等へ防災行政無線を設置している。未設置の主要な海岸として、父島は釣浜及びコペペ海岸、母島は御幸之浜、南京浜、北港、東港が挙げられる。北港は、送電が難しい場所であるため、代替設備として、太陽光発電及び蓄電池を備えた、衛星回線の公衆電話の設置を行った。緊急時には、公衆電話を使用した情報伝達を行う。

父島防災行政無線設備設置箇所



母島防災行政無線設備設置箇所



Ⅱ－６ 津波に関する避難指示等の発令基準

村は、村民等の安全かつ迅速な避難誘導を行うため、避難指示等に関する発令基準を定める。早めの避難準備や避難の開始を促すため、避難指示は迅速に多様な方法で、繰り返し発信しなければならない。なお、避難指示等の伝達方法については、「Ⅱ－５．津波に関する情報の収集・伝達」で定める方法を用いる。

避難指示等の発令基準

	地震・津波の状況	発令時期	対象者	期待する行動
避難指示	大津波警報もしくは津波警報の発表を覚知したとき及び法令の規定により大津波警報又は津波警報の通知（気象業務法第１５条第２項）を受けたとき。	自動的（全国瞬時警報システム：Ｊ－ＡＬＥＲＴ）	避難対象地域内にいる村民等	ただちに安全な場所に避難する。
	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い揺れを感じたとき。	可能な限りすみやかに		

なお、遠地津波発生時は、発表された津波警報・津波注意報の区分に応じ、上記に準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合には、それを参考に確実な避難に結びつくよう、村は避難指示の発令時期を考慮する。

また、村長の不在時においては、副村長が職務を代理し、避難指示を行う。さらに、村長と副村長が双方不在の場合に備えて、複数の職務代理者を設定している。

避難指示の解除	○当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階を基本として、解除するものとする。 ○浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。
---------	---

Ⅱ－７ 津波避難誘導

(１) 避難誘導

○村は、津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。

○避難指示を出した場合、村は、小笠原警察署、消防団の協力を得て可能な限り地域又は住民組織単位に、予め指定してある避難所に誘導する。この場合、村は避難所に職員を派遣し、常に情報を共有する。

○村は、避難経路について事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、迅速かつ適切な避難誘導を行うとともに事故防止に努める。

○村は、高齢者や障害者等の要配慮者について、障害の特性や住環境等を踏まえ、避難方法に配慮して、消防団、住民等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(２) 住民等の津波避難に関する留意点

○津波による人的被害をできるだけ軽減するには、「津波から逃げること」が基本であることから、以下の事項について、村は住民に周知・啓発を図る。

- ・強い地震(震度４以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波の発生を考え、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ・大津波警報・津波警報を見聞きしたら、速やかに避難する。
- ・海浜、港湾、漁港など海岸保全施設等より海側にいる人は、津波注意報でも海岸付近から避難する。
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
- ・他の地域住民等の避難を促すため、すべての人が自ら率先して避難行動をとる。
- ・高齢者や障害者の避難を支援するとともに、まだ避難していない人や避難所がわからない人に声をかける。
- ・津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難所にとどまる。

Ⅱ－８ 避難誘導等に従事する者の避難対策

(１) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難誘導等に従事する者(①避難広報や避難誘導等を行う職員、②津波防災施設の操作を行う者、③消防団員、④避難行動要支援者の避難支援等関係者等)が津波浸水想定区域内の現場で活動するため、村は、地域防災計画等において、退避ルール等について地域での相互理解を深めることや、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める。

また、避難誘導等に従事する者が自らの命を守ることは、最も基本であり、避難誘導

等を行う前提として、村は、これらの計画等について、住民や職員、消防団員に周知を徹底する。

なお、退避ルールや情報伝達手段については、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮し、以下のとおりとする。

(ア) 退避ルール

○津波浸水想定区域内で活動を行っている村の職員や消防団員等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。活動する場合には、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」(安全な高台等へ退避するために要する時間)や「安全時間」(安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。

○村の災害対策本部、消防団指揮本部や団員等は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。

○村の災害対策本部、消防団指揮本部や団員等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

(イ) 情報伝達手段

○退避命令を消防団員等に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレン等も含め、複数の情報伝達手段について、内規等であらかじめ定めておき、団員及び地域住民にも周知しておく。

(2) 防災施設の安全対策の検討

災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される役場等の防災施設の地震及び津波に対する安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討を実施する。

Ⅱ－9 津波防災教育と啓発

村は、津波発生時に住民の円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに、自らできる限り迅速に高い場所への避難を開始するなど、率先した避難行動を徹底することである。

そこで村は、以下の住民等の津波避難における「津波に対する心得」を絶えず住民等の心に留めておくために、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する教育・啓発

を実施する。

【津波に対する心得】

- ①強い地震(震度4以上)の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ④津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わず、高所に退避する。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。

なお、消防団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保に当たっては、住民と一緒にあって率先避難できるよう、村は退避ルールを定め、住民へ周知を図る。(「Ⅱ-8. 避難誘導等に従事する者の避難対策」参照)

(2) 津波防災教育・啓発の手段・内容

津波防災教育・啓発に当たって、村は、次の手段、内容を組み合わせながら、村の実情に応じて実施する。

【津波防災教育・啓発の手段】

①印刷物、インターネット等	パンフレット、広報誌、ホームページ、防災マップ等
②標識等	避難場所等を示す標識、海拔表示標識等
③学習、体験	勉強会の開催、避難訓練等

【津波防災教育・啓発の内容】

①過去の津波被害記録	過去の資料、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②津波の発生メカニズム	津波の発生メカニズム、速さ、高さ等の基礎知識
③津波浸水ハザードマップ	津波浸水想定区域、避難場所等を表す地図の内容及び読み方
④津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報・情報の伝達、避難指示、避難場所、避難経路等
⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地(家庭・学校、事業所等)ごとの避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
⑥大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

（３）津波防災教育・啓発の場と人材育成

村は、家庭、学校、保育園、地域社会（住民組織、消防団、婦人会等）、社会福祉施設、事業所等において、津波防災教育を実施する。

（ア）学校における津波防災教育

保育園・学校等において、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた体験学習等を実施し、津波の知識の習得を図る。

（イ）地域における津波防災教育

地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が、災害の脅威や被災地の教訓等を語り継ぐ機会を設けて行うことが大切である。村は、こうした人材の育成を図るため、消防・防災行政や消防団の経験者、防災ボランティア、社会福祉施設、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる防災リーダーを養成し、自主防災組織の育成を図っていく。

（４）観光客等に対する啓発

津波に対する心得や海岸地域の津波の危険性、避難所等を掲載したハザードマップや津波避難標識等を利用した意識啓発を行う。

Ⅱ－１０ 津波避難訓練

津波避難対策の課題検証と、各関係機関及び住民を対象とした、大規模な地震による津波を想定した津波避難訓練を実施する。訓練参加者には、津波についての啓発を行い、併せて訓練終了後に、訓練内容、方法、問題点等の検証に努める。

（１）訓練実施の目的、体制

津波発生時の円滑な避難に資するための津波防災訓練を実施する。訓練実施に当たっては、住民はもとより、学校、社会福祉施設、医療施設、建設業関係者、観光施設、宿泊施設の参加を得ながら、地域が一体となった実施体制を確立する。

必要な場合には、都、海上自衛隊、海上保安署、警察署、消防団等に協力を要請する。

（２）参加者

高齢者から子供までの多様な住民のみならず、観光客、釣り客、漁業・港湾関係者、工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるようにする。

（３）訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波発生から終息までの時間経過に沿った訓練項目を設定する。

その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行えるよう努める。

(4) 訓練の項目

- ・要員参集訓練及び本部運営訓練
- ・津波情報の収集、伝達訓練
- ・津波を想定した避難訓練
- ・避難行動要支援者避難訓練

(5) 訓練結果の検証

想定されたとおりの避難対策が実現可能かを検証するため、継続的な避難訓練を実施していく。

訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、本計画に反映させる。

Ⅱ－１１ 要配慮者・避難行動要支援者の避難対策

村は、避難対象地域の避難行動要支援者の避難体制を確保するために、各施設の管理者等が実施する津波避難計画の策定や避難対策を支援する。

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の支援(全般事項)

津波避難においては、高齢者や障害者等だけではなく、健常者であっても要配慮者となる場合がある。例えば、観光客、外国人、地域外からの就労者等は、地理不案内なための確な避難ができないことが想定されるため、特に情報面における避難対策に配慮する必要がある。

【要配慮者・避難行動要支援者】

	村の定義	(参考) 災害対策基本法 による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者(高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定)	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(村が定める要件による避難行動要支援者名簿の登載対象者)	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

① 情報伝達

村は、津波の発生時においては、緊急かつ着実に避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報マイク等による情報伝達に加え、携帯端末等により、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、情報伝達を行う。

また、村は、防災行政無線等の音声伝達に当たっては、情報の伝わりにくい視覚障害者や外国人等に対して、施設管理者、住民組織、民生委員、消防団及び近隣者等（以下、「避難支援等関係者」という。）と協力して情報伝達を行う。

② 避難行動支援

村は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内閣府（平成 25 年 8 月）に基づいて、当該地域の災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿、個別計画）を作成する。村は、避難行動要支援者の避難について、避難支援プランを踏まえ、日頃から避難支援等関係者との連携を図り、情報共有・避難誘導・救助等において組織的な支援体制を整備する。

また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、村は避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

【避難支援プラン内容】

項 目	内 容
全体計画	地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を含め、避難行動要支援者名簿の掲載者の範囲、名簿情報の入手・取扱い、避難支援等関係者による支援体制等の各事項について策定するもの。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の名前や住所・連絡先、障害・介護等の区分等が掲載され、災害時に村と避難支援等関係者が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの。
個別計画	個々の要支援者ごとに避難支援等関係者との関連づけ等を明らかにした具体的な避難方法等についての個別計画で、災害時に避難支援等関係者が避難支援等を行う際に活用するもの。

③ 避難誘導のための環境整備

村は、要配慮者の安全な避難のために、避難路、避難経路、避難目標地点、避難場所、避難所等に対して、避難誘導看板や夜間避難に備えた街路灯等を設置して環境整備に努める。また、外国人の観光客に配慮し、英語等の表記にも努める。

④ 避難支援等関係者の安全確保

村は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する必要がある。（「Ⅱ－8. 避難

誘導等に従事する者の避難対策」参照)

(2) 施設管理者における避難対策

避難対象地域内にある社会福祉施設、学校、保育園、診療所等の施設管理者は、施設ごとの津波避難計画の策定に努める。

これらの施設管理者は、津波避難計画に基づき、施設利用者の心身上の特徴を考慮しながら、迅速かつ適切な避難誘導を行う。施設利用者の安全確保に当たっては、村職員、警察、消防団、住民組織等と連携した避難誘導の体制を検討する。

村は、これらの施設ごとの津波避難計画作成や避難対策を支援する。

【施設管理者が検討すべき内容】

①体制の確立	村職員、警察、消防団、自主防災組織等と連携した避難誘導體制を検討する。
②初動対応	津波警報等発令時の対応を検討する。
③避難誘導	避難場所を設定する。避難誘導に関して、職員や利用者自身でできること・できないことを整理し、施設職員でできないことは、村や防災関係機関、近隣住民に協力を依頼する。(特に夜間の対応など検討)
④避難方法	自動車を使った避難も検討する。
⑤避難生活	二次避難所としての活用も検討する。

(3) 在宅の避難行動要支援者における避難対策

上記避難支援プラン(個別計画)に基づき、地域の住民組織や消防団等の避難支援等関係者が中心となって、避難行動要支援者の避難支援を行う。そのために、地域における避難計画において、避難行動要支援者名簿に対応した地域の避難支援等関係者の体制や避難時のルールを決めておく。

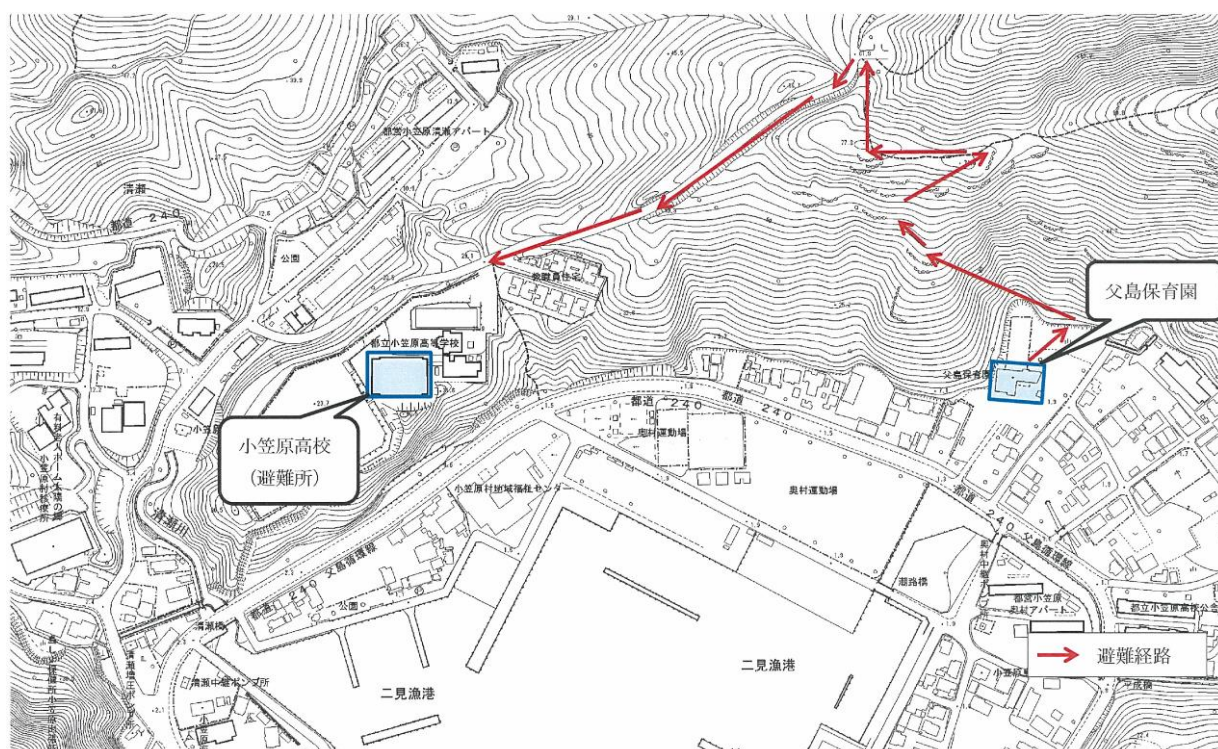
(例)・避難行動要支援者1人に対して、近所に在住する2人以上の避難支援等関係者で対応

- ・避難行動要支援者は、家族等の支援により自主避難を行った場合は、あらかじめ決められた避難支援等関係者の到着を待たずに自主避難し、避難したことを示すサインを玄関に表示

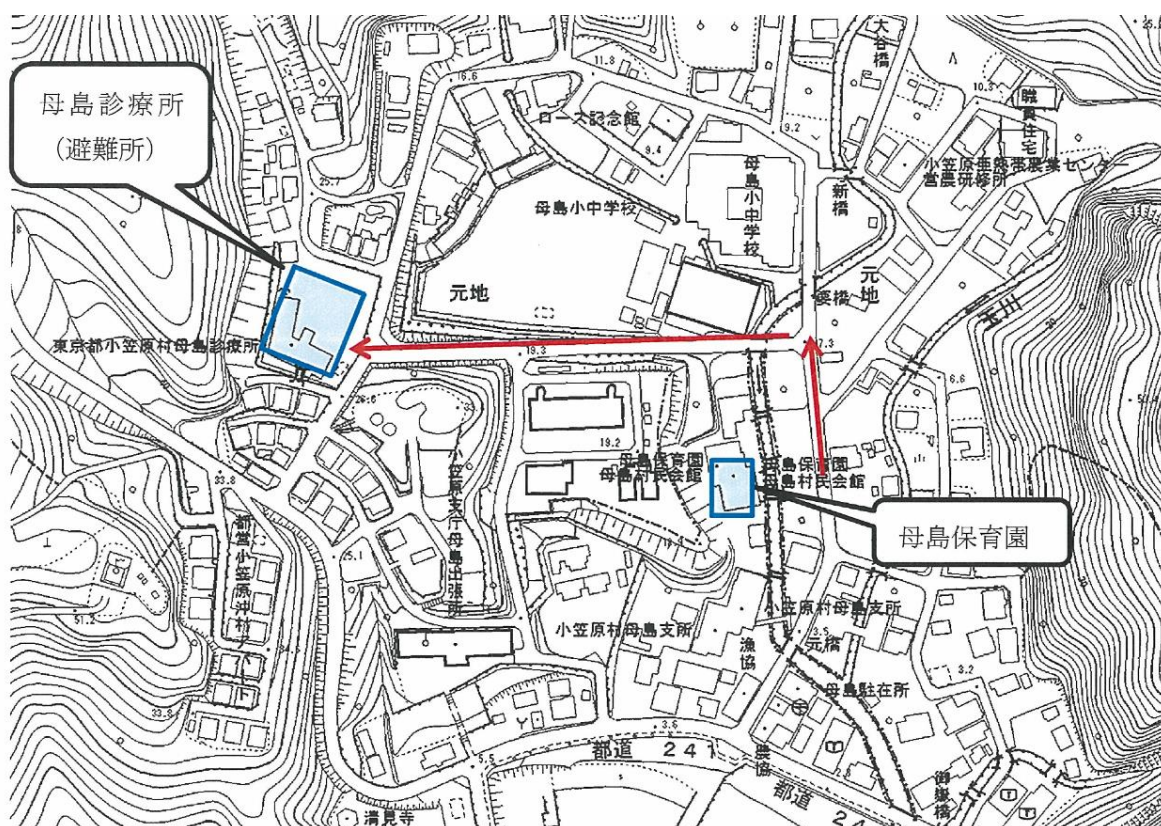
【社会福祉施設の避難計画】

父島保育園及び母島保育園、母島小中学校は、津波浸水想定区域内に立地する社会福祉施設であることから、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震防災対策において、以下の避難経路図を作成した。

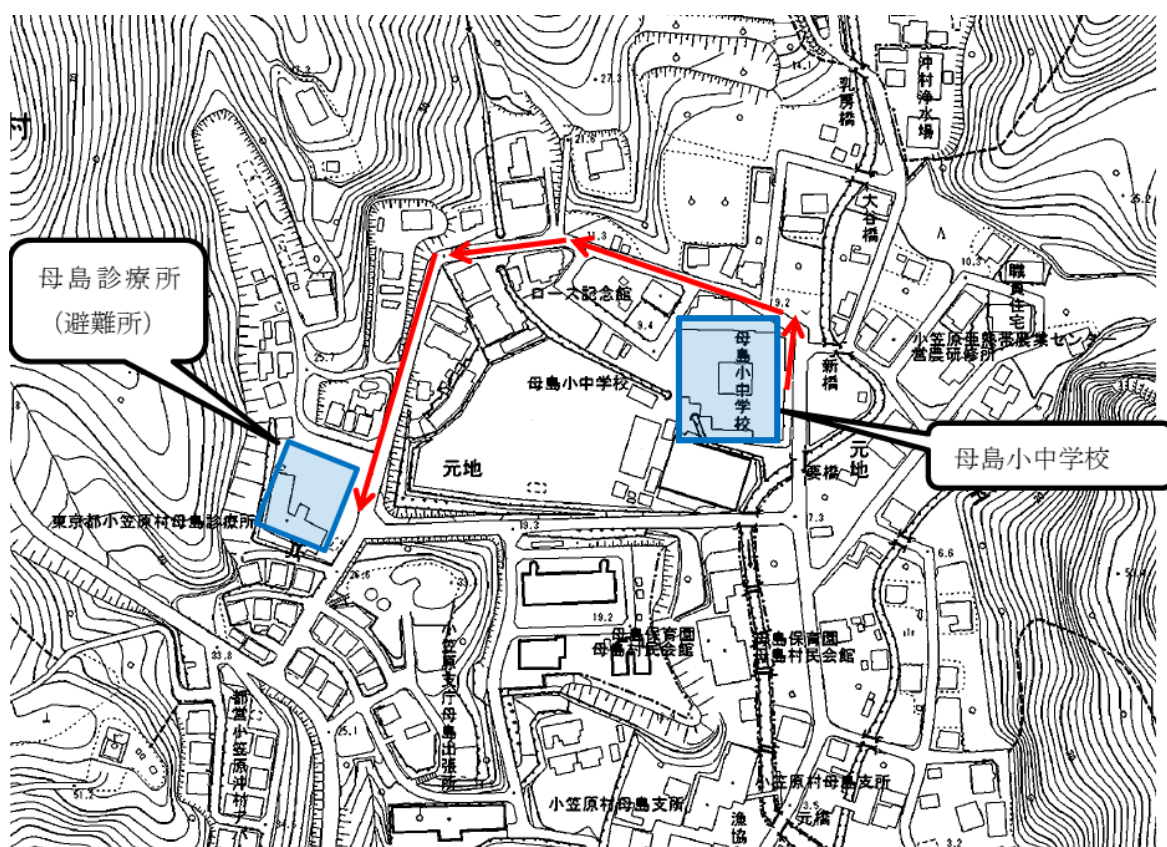
父島保育園避難経路図



母島小中学校避難経路図



母島小中学校避難経路図



II-12 観光客等の避難対策

観光客や海水浴客、外国人等は、地理不案内であるための確な避難ができないことが想定される。村及び観光・宿泊施設等の管理者は、以下の対策を行う。

(1) 情報伝達

- 村は、観光・宿泊施設等の管理者に対して、防災行政無線や戸別受信機の設置等により、情報伝達手段を確保する。なお、外国からの観光客等に対して確実に情報伝達ができるように配慮する。
- 観光・宿泊施設等の管理者は、施設内にいる者への情報伝達マニュアルを作成し、いつ、誰が、何を、どのように伝達するかについて、利用客・従業員に対する伝達文等を定めておく。
- 村は、主要な海岸等に防災無線子局を設置し、屋外にいる者に対して情報を伝達するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を検討する。

(2) 避難対策

- 海岸沿いの観光施設、宿泊施設等にあつては、原則として施設の管理者等が観光客等を避難場所へ誘導する責任がある。これらの施設管理者は、村が定める津波避難計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画

を策定する。村では、各施設管理者に対して、避難計画策定のための支援を行う。

(3) 避難場所等の看板、誘導標識の設置

村は、観光客等、地理的に不案内の観光客等外来者に対しては、津波に対する心得や海岸地域の津波の危険性、避難所等を掲載した津波ハザードマップを宿泊施設において掲示するよう依頼する。

また、海抜、津波浸水想定区域、避難方向(誘導)や避難所等を示した案内看板等(英語併記)の設置に努める。

(4) 食料、生活必需品等の備蓄

○村や宿泊施設等は、観光客等に配慮した備蓄物資の確保に努める。

Ⅱ－１３ 港湾管理者等の避難対策

村は、避難対象地域内の港湾管理者や運航事業者等と連携し、それぞれの津波避難対策と村の津波避難計画が整合するよう十分な調整を図る。

港湾地域等周辺は、津波の到達が早く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、村は港湾管理者等と連携して、港湾地域等に従事する事業者等が、避難対策を策定する際に以下の事項に留意するように働き掛ける。(港湾における津波避難対策の詳細は、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」国土交通省(平成25年9月)を参照、漁港における津波避難対策の詳細は、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」水産庁(平成24年3月)を参照)

- ・施設責任者は、予め各事業所等でとりまとめた避難対策により、従業者等の避難を実施する。
- ・津波警報等が発表された場合には、観光客等の海岸施設利用者を直ちに津波避難場所等の安全な場所に避難させる。

Ⅱ－１４ 事業所に対する避難対策

村は、事業所の管理者における従業員・顧客等への津波避難計画の作成や津波避難対策実施を支援する。各事業所では、以下の点を踏まえて計画を策定し、津波避難対策を行う。

(1) 各施設等が実施すべき事項に関する計画

(ア) 組織の確立

津波警報等が発せられた時に迅速・的確な防災措置を行うための組織の編成及び活動体制

(イ) 情報の収集伝達等

テレビ・ラジオ等による情報の把握、利用者・顧客・従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び顧客・従業員等に対する安全の確保

(ウ)避難誘導

避難対象地域(津波浸水想定区域)、避難場所等の周知及び避難誘導方法、利用者に避難行動要支援者がいる場合の避難誘導方法

(エ)出火防止及び初期消火

火気使用設備器具の使用制限、危険物・薬品等の安全措置、消防用設備等の点検、初期消火態勢の確保

(オ)危険防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

(カ)応急救護

避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護措置等

(2) 防災訓練に関する計画

津波警報等が発せられた時の対策実施等を想定した訓練計画

(3) 教育及び広報に関する計画

従業員・利用者等に対し実施する教育及び広報計画

Ⅱ－１５ 学校等における避難対策

村は、避難対象地域内(津波浸水想定区域内)の学校、保育園において、各責任者による津波避難計画の策定を支援し、防災体制の充実を進める。

(1) 学校等における津波避難計画

学校、保育園における児童・生徒・幼児の避難誘導に関しては、以下の事項に留意する。

- ・学校等の責任者は、在校園時、登下校園時、校園外活動時、学校施設活用事業時等の各発生状況に応じ、教職員が協力して、児童生徒等の避難誘導を実施する。
- ・防災行政無線、緊急速報メール、エリアメール等により最新の情報を収集し、より安全な避難場所・避難所を目指して避難行動を行う。
- ・避難誘導を行う際には、逃げ遅れることがないように人員を確認する。
- ・自力で避難できない児童生徒等は指定職員が介助して避難する。

地震だ！～強い揺れを感じたら

【 津波からの避難マニュアル 】

～日頃から取組むこと、何をすべきか～

緊急地震速報が発表された場合や大きな揺れを感じたら、周りの人に声をかけながら、あわてず、まず身の安全を図りましょう。室内では、頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難しましょう。



※地震の際、危険から身を守り、避難のスペースを確保するため、家具が転倒しないように、日頃から家具を固定しておきましょう。



また、屋外では、ブロック塀の倒壊、看板や割れたガラスの落下などに注意しましょう。

※災害による倒壊を防ぐために、住宅の耐震化を積極的に行いましょう。

1. 日頃から取組むこと

●津波からの避難方法を考える

●津波からの避難を考え、話し合っておく。

- ・地震への備えは、津波から身を守るための備えでもあります。
- ・避難するために助け合えるのは、津波が来るまでの限られた時間しかありません。
- ・いざというときにスムーズに避難できるように、日頃から津波ハザードマップを確認し、家族や近所の人たちと話し合っておきましょう。
- ・自分の命は、自分で守らなければならないことを確かめ合っておきましょう。



●話し合っておくことは？

- ・避難先はどこへ？ 避難に使う経路は？
 - どこに避難したらよいか、避難目標地点、避難場所・避難所、避難路・避難経路等を歩いて確認しておく。
 - 安全な避難所に避難するまでの所要時間を確認しておく。
 - 避難所への行き先を示す看板や標識を確認しておく。
- ・避難の際にとるべき対応とは？
- ・近所の人々と協力して行う行動とは？



●避難所への避難に備えて

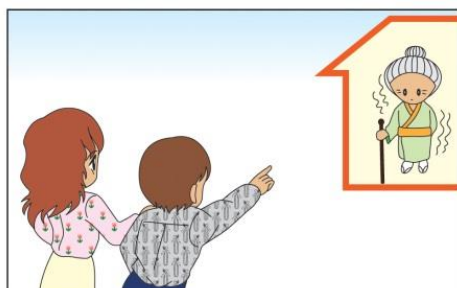
- ・避難したら、安全が確認されるまでは、むやみに動かないことを申し合わせておく。
- ・避難所に用意された安否を確認できる名簿などを活用する。
- ・応急手当の方法を習得する。
- ・高齢者や乳幼児の介助の仕方を学んでおく。



●津波を伝えるために

●家族や隣近所に声をかけて、確認しておく。

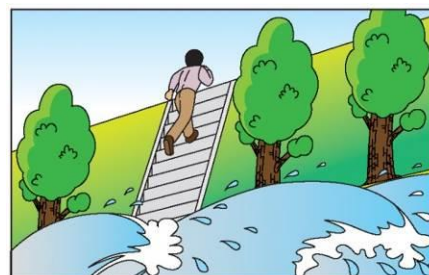
- ・一人暮らしや高齢者のみの世帯を確認しておく。
- ・日頃から声をかけ合う近所づきあいをする。
- ・聴覚障害者など、呼び掛けに気づかない人もいるので、情報を必要とする人を確認しておく。



2. 何をすべきか

●揺れがおさまったら

- 迅速に避難を開始する。
- 自分の身の安全を第一に行動する。
 - ・ラジオや無線機など、情報収集や問い合わせができる道具を用意して、持っていく。



- 津波の情報（警報・注意報等）に注意して、必要なら、さらに高台へ避難する。

分 類	発表する津波の高さ		解 説 文
	数値表現	定性的表現	
大津波警報	10m 超 10m 5m	巨大	1 大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 2 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 3 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
津波警報	3m	高い	1 津波による被害が発生します。(以下、大津波警報の2・3と同様)
津波注意報	1m	(なし)	1 海の中や海岸付近は危険です。 2 海の中にいる人はただちに海からあがって、海岸から離れてください。 3 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

●避難するときには

- 高齢者や障害者の避難を支援するとともに、まだ避難していない人や避難所が分からない人に声をかける。

- ・まずは高台へ。事前に話し合った、安全な避難場所まで誘導する。
- ・安全な避難所に避難するまでの所要時間を忘れずに。
- ・避難所への行き先を示す看板や標識を確認していく。



●高齢者やけが人がいたら、応急手当は最小限にとどめ、まわりの人で避難を支援する。

- ・背負ったり、ひじや背につかまらせて誘導する。



●目の不自由な人がいたら、まずは、何をして欲しいかを尋ね、それに応じた手伝いをする。

- ・誘導するときは、杖を持つ手と反対側のひじのあたりに軽く触れ、並んでゆっくり歩く。
- ・階段などの障害物を説明しながら進んでいく。

●耳や言葉が不自由な人がいたら、話すときは、口を大きく動かし、はっきりきり話す。

- ・手話、筆談、身振りなどで現在の状況を伝える。



●肢体の不自由な人がいたら、それぞれの人に適した誘導方法を確認し、早めの避難を心がける。

- ・車いすの場合は、階段では必ず3人で協力し、上がる時は前向きに、下りるときは後ろ向きにして、恐怖感を与えないようにする。



●妊婦や乳幼児がいたら、困っていることがないか声をかけ、避難所まで一緒に行動する。



●安全が確認されるまで避難所にとどまる。

(必要なことは)

- ・安全が確認されるまでは、むやみに避難所から動かない。
- ・安全が確認されたことを知る方法、情報の入手の仕方を覚えておき、必ず、安全を確認する。

●避難してきた人を確認し、安否の状況をまとめる。



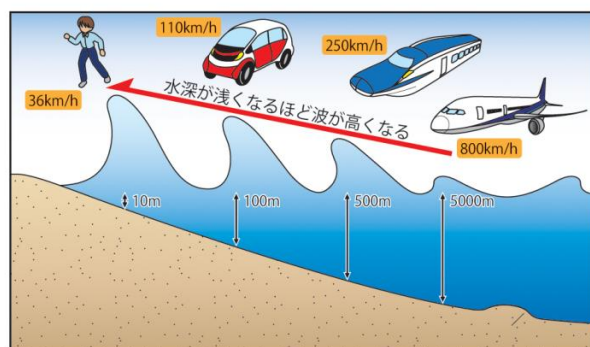
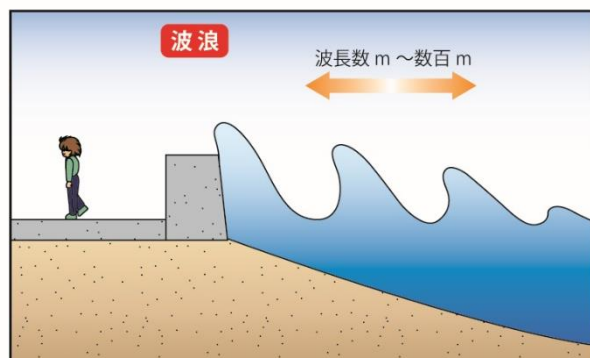
●けが人の手当、高齢者、妊産婦、乳幼児に付き添う。

●まわりの人たちと励まし合う。



3. 津波・防災の知識

- 地震発生直後から津波の第1波が来るおそれがあります。
- 津波の第1波は押し波又は引き波で始まります（押し波、引き波と決まっているわけではありません）。
- 津波は繰り返し来襲し、第1波が最大のこともあれば、第2波、第3波など後続波が最大になることもあります。
- 津波は海岸付近でもオリンピックの短距離選手並のスピードがあり、津波が見えてからではとても逃げ切れません。
- 津波は沿岸の地形などの影響で局所的に高くなったり、強くなったりします。
- 津波予報区の個々の沿岸では予想された津波の高さより低かったり、到着時間が遅かったりすることがある一方で、場所によっては予想より高く、早く津波が襲来することがあります。
- 津波の遡上（そじょう）は、一般に約1キロメートル浸水するごとに1メートル程度津波の高さが減少します。
- 津波は河川を遡上し、内陸で河川堤防を乗り越えて浸水してくる場合があります。
- 自然は不確実性があるため、想定以上の津波がくる可能性があります。一度避難しても気を抜かず、そこも危ないと感じたら、迷わずさらに海岸や河川から遠く離れ、高い場所へ避難しましょう。
- 過去の経験や記憶にとらわれず、これまでに経験したことの無い揺れを感じたら津波を連想し、直ちに率先して避難しましょう。
- 講演会、広報紙やホームページ等から正しい情報を得て、防災（減災）に関する知識を深めましょう。



・ 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

4. 日頃からの災害の備え

「非常持出品一覧（チェックリスト）」

災害に備えて、非常食・飲料水、貴重品、救急医療品、懐中電灯などを各自で準備しましょう。

必要な持出品は、各ご家庭によって異なります。非常持出品は、家族で良く話しあって揃えましょう。

《参考例》

＜貴重品＞

☐現金（硬貨を含む）、預金通帳、印鑑、キャッシュカード、保険証コピー等

＜食料品＞

☐非常食（アルファ米、缶詰等）・飲料水

＜医療・衛生用品＞

☐救急医療用品（持病薬を含む）

☐お薬手帳

☐歯ブラシ

☐携帯用簡易トイレ

☐ティッシュ、ウェットティッシュ

☐タオル

☐生理用品

＜衣類・生活用品＞

☐着替え（衣類、下着、靴下）

☐歩きやすい靴

☐作業用手袋

☐ライフジャケット（津波対策用）

☐エマージェンシージャケット、雨具

☐万能ナイフ、缶切り

☐ガムテープ

☐ビニール袋

<安全・情報用品>

- ☐ホイッスル
- ☐ロープ
- ☐携帯ラジオ
- ☐筆記用具（油性マジック・ボールペン等）、ノート
- ☐懐中電灯
- ☐携帯電話用充電器
- ☐予備の乾電池
- ☐マッチ、ライター、ろうそく
- ☐ヘルメット、防災ずきん
- ☐津波浸水ハザードマップ など

非常時持ち出し品チェックリスト(例)

